

春駒&のろま人形上演会を開催します

「のろま人形」と「春駒」の上演会を、新穂地区公民館を会場に開催します。人形芝居の盛んな新穂でなじみの深いのろま人形と、門付け芸の春駒の競演をぜひご覧ください。

- 開催日** 令和元年7月27日から8月11日までの土・日
時間 いずれも13時15分～
会場 新穂地区公民館 2階 第3学習室
鑑賞料 大人 500円、中学生以下 300円（未就学児は無料）
お問い合わせ先 事務局（新穂行政サービスセンター内）
 ☎ 22-3111



のろま人形出演スケジュール・演目

土曜日	7/27	廣栄座 「生地蔵」	8/3	新青座 「お花の里帰り」	8/10	廣栄座 「木之助座禪」
日曜日	7/28	新青座 「五輪仏」	8/4	廣栄座 「そば畑」	8/11	新青座 「生地蔵」


※各回ともろま人形上演前に、春駒が出演します。

集落活動中の事故等を補償します！

地域の皆さまが安心して集落活動に参加し、集落から地域づくり活動に参加の輪が広がるよう、新穂地域づくり協議会では集落活動及び協議会活動中の事故等を補償する自治会活動保険に加入しています。

○**保険期間**：令和元年6月1日～令和2年6月1日（1年間）

○**補償の内容**

補償の種類	支払限度額	事故等の事例
1.賠償責任 集落や協議会の活動中に事故により他人にケガをさせる、あるいはモノを壊した場合の賠償金を補償します。	3,000万円	・イベントでテントが倒れて観客がケガをした。 ・道普請中に石が飛んで近くの車に傷がついた。
2.傷害見舞費用 集落や協議会の行事に住民以外の親戚の方等が参加しているときに、死亡またはケガをした場合の見舞費用を補償します。	10万円	・帰省中の親戚が集落のイベントに参加中にケガをした。 ・運動会に招待した来賓が、競技参加中にケガをした。
3.傷害 集落や協議会の活動中に住民が事故で死亡またはケガをした場合に、その傷害を補償します。	死亡・後遺障害 300万円 入院 (180日まで) 2,000円/日 通院 (90日まで) 1,000円/日	・班長が市の配布物を配っている途中でケガをした。 ・集落活動の草刈中にケガをした。 ・集落のスポーツ大会参加中にケガをした。 
4.費用損害 雨や雪などにより屋外の集落活動等が中止や延期となったために被る費用損害を補償します。	50万円	・雨のため、集落のハイキングで注文した弁当が無駄になった。

※傷害見舞費用保険金および傷害保険金は、ケガや後遺障害などの状況によって支払限度額が異なります。

※集落活動で事故が発生した場合は、**集落長を通じて事務局**へご連絡ください。

回覧

“にいぼ地区” 地域づくり通信

Vol.19 R1.6.10

発行：新穂地域づくり協議会
 （事務局：新穂行政サービスセンター）
 TEL：0259-22-3111

協議会年会費等にご協力ありがとうございました

平素より、新穂地域づくり協議会の活動に対してご支援・ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。今年度も4月10日より各集落を通じて一般年会費のお願いをいたしましたところ、おかげさまで841件、829,797円（6月3日現在）の年会費をいただくほか、新穂地域の事業所等の賛助会員年会費及び各種団体からの寄附金につきましても10件、金額で58,612円をいただきました。

新穂地域の多くの皆さまから、引き続き当協議会の趣旨にご賛同いただきましたことに心からお礼申し上げます。

（6月3日現在）

項目	件数	収入済額	予算額
一般会員（1,000円 / 世帯）	841件	829,797円	820,000円
賛助会員 / 事業所（5,000円）	8件	52,612円	62,000円
寄附金	2件	6,000円	10,000円
合計	851件	888,409円	892,000円

【賛助会員 年会費 協力事業所等一覧（順不同、敬称略）】

佐渡農業協同組合新穂支店、新穂森林組合、新穂郵便局、新穂印刷、土屋整骨院、新穂愛宕の園、岩の平園・第二岩の平園、新穂商工会

【寄附団体一覧（順不同、敬称略）】

廣栄座、新穂さっこりサークル

集落活動支援事業助成金をご活用ください

地域づくりの理念及び将来像の実現のために、集落が行う7つの事業に要する経費を助成しています。

☆1集落あたりの年額上限を2万5千円から**3万5千円に増額**しています。

☆新穂地区運動会経費や既存の集落内イベント経費についても助成対象として、より使いやすくしました。

対象事業	具体的な事業内容
1. 集落間連携支援事業	○複数集落が実施する交流事業【 新穂地区運動会等 複数の集落が参加交流する行事等の経費 】
2. イベント支援事業	○集落が実施するイベントの開催【 既存イベントも対象 】
3. 環境美化支援事業	○フラワーロードの整備や空き地、道路周辺等の草刈り
4. 大学生等の受入支援事業	○集落で活動する大学生等の受入れ事業
5. 子育て支援事業	○集落が行う子どもの居場所づくり
6. 空き家対策支援事業	○空き家の現状把握、空き家周辺の景観美化活動等
7. 防災資機材・備蓄物資等整備支援事業	○防災資機材及び備蓄物資等の整備

・助成申請は集落長様を通じて行っていただきます。また、助成対象とならない経費もあります。詳しくは新穂地域づくり協議会事務局（☎ 22-3111）へお問い合わせください。